（変更等の届出）

第五条　法第十六条第二項、第十六条の二第四項、第十七条及び第十九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（記録）

第七条　法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　加工施設の施設管理（第七条の四第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　第七条の四第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ　第七条の四第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
［二・三　略］	［略］	［略］

［削る。］

（変更等の届出）

第五条　法第十六条第二項、法第十七条又は法第十九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（記録）

第七条　法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　加工施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ハ　第七条の四の二の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間
［二・三　同上］	［同上］	［同上］
四　保守記録		
イ　加工施設の巡視及び点検の状況（法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合は毎週一回とする。	一年間